

申請書、報告書の記入について

【申請書・報告書共通】

- ①補助金交付要領をご熟読ください。
- ②支出の旅費交通費は、派遣計画書並びに派遣報告書によるものです。
- ③支出は、予算・決算とも旅費交通費(派遣費)を除く 1人 7,000 円以上でお願いします。
- ④修正液等での書き直しは無効です。訂正印または書き直しをお願いします。
- ⑤申請書・報告書ともに押印は省略とし、請求書については、必ず押印してください。
- ⑥食糧費は、補助金対象外となりますのでよろしくをお願いします。

【申請書について】

- ①申請書の交付金額は、補助金交付要項により選手強化費と交通費を算出した金額です。申請時は、最大の大会日数、参加申込時による人数で算出しております。
- ②補助金額は、選手派遣計画書、収支予算書に記入してありますのでご確認ください。
- ③申請書の提出期日は、**令和4年7月24日(日)まで**に提出して下さい。

【報告書について】

- ①各競技、参加人数や日数の変更があるため、下記計算方法により計算し、記入して下さい。

計算方法

- 強化費=1人 2,800円×選手参加人数

1人 7,000円以上の支出がなければ、1人 2,800円の補助ができません

- 派遣費=選手参加人数×交通費(往復)×大会日数×0.5

・支出の旅費交通費の金額は、選手参加人数×交通費(往復)×大会日数

・補助金充当額は、上記に 0.5 かけた数字を記入してください。

※お間違えのないように計算し記入して下さい。若しくは、事務局へお尋ね下さい。

- ②必ず領収書を添付して下さい。領収証には必ず但し書きを明確にして下さい。

- ③ユニフォームは、**毎年購入することはできず、2年に1回購入のものに限ります。**

※私物で使用するサポーター、ソックス等は補助対象となりません。

- ④領収書の日付は、大会終了後 1ヶ月以内のものでお願いします。

- ⑤必ずプログラム(大会結果入り)、写真等を添付して下さい。

- ⑥大会終了後 1ヶ月以内に報告書を提出して下さい。

※新型コロナウイルス感染症等により大会が中止になった場合、派遣費の補助はありませんが、大会に出場するため選手の強化にかかった必要経費は補助します。

※毎年、年度内に補助金の交付ができていません。1団体でも実績報告の提出が遅れますと亀岡市へ補助金の請求ができません。年度をまたぐと補助金が下りるまで2ヶ月ほどかかりますので、各団体におかれましては、大会が終了後、早急に実績報告書の提出をお願いします。